

～令和6年度 村山市子育て応援・定住促進事業補助金～

【拡充事項】

- 「既存住宅の解体」を伴う新築工事に支援を拡充
- 地元企業住宅建設支援事業の補助金額をUP

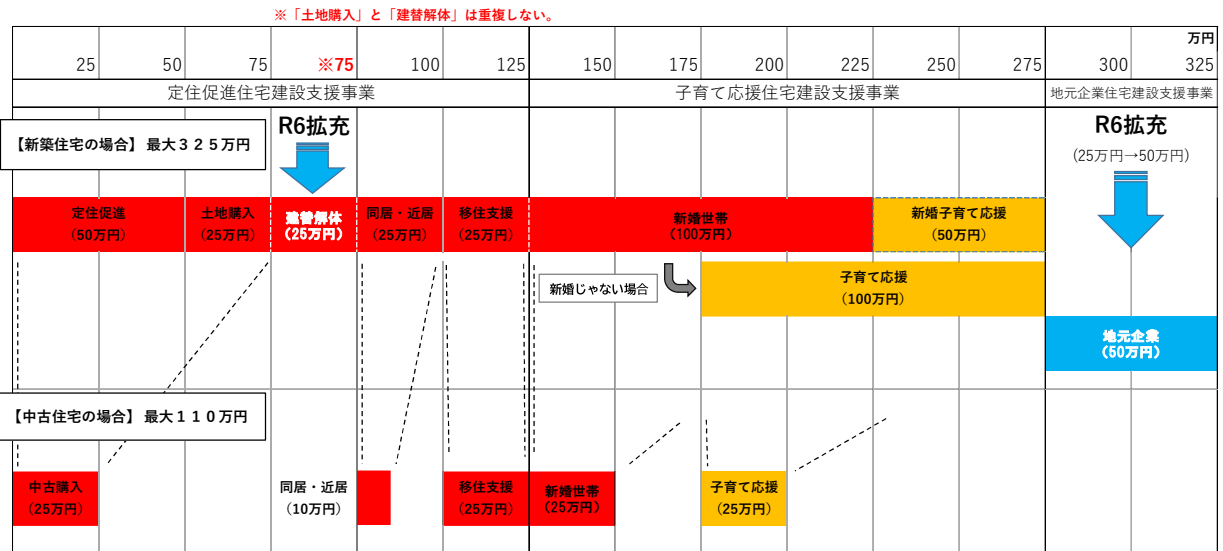
※ 土地購入加算と建替解体加算は重複しない。

最大325万円!

1. 村山市子育て応援・定住促進事業補助金の概要

		新築住宅		中古住宅		
		～R5	R6～			
1	定住促進住宅建設支援事業	基本補助金			25万円	
		各種加算	「移住世帯」加算	25万円	25万円	25万円
			「同居、近居世帯」加算	25万円	25万円	10万円
			「土地購入」加算	25万円	25万円	***
			「建替解体」加算 R6拡充	***	25万円	***
2	子育て応援住宅建設支援事業	ア. 婚姻後8年以内の「新婚世帯」 又は イ. 中学生以下の子を持つ「子育て世帯」	100万円	100万円	25万円	
		上記のア. イ両方に該当する 「新婚の子育て世帯」	150万円	150万円	50万円	
3	地元企業住宅建設支援事業 R6拡充	25万円	50万円	***		

～補助金概要図～



※裏面に続く

2. 各種加算世帯の定義

	各種加算	用語の定義
定住促進住宅建設支援事業	移住世帯	工事請負契約日（又は売買契約日）より起算して、過去3年間村山市に住民登録履歴が無く、過去2年以内に他市町村から村山市に移住した世帯。 但し、移住した世帯員が登記上の持ち分を有す場合に限る。
	同居・近居世帯	親世帯（祖父母世帯）と同じ一つの住宅と一緒に居住するもの又は隣接敷地及び当該敷地に接する道路に隣接する敷地で当該敷地に対面する概ね3連接地のいずれかに住宅を新築、改築又は購入したもの。
	土地購入	住宅の建築を目的として購入した150万円以上の土地で当該住宅の工事請負契約日より起算し、土地の売買契約日が過去3年以内のもの。
	建替解体	住宅の新築、改築に伴い同一敷地内に存する旧宅を、住宅の工事請負契約日より起算して1年以内に解体するもの。又は、住宅の工事請負契約日より起算して過去1年以内に解体を行ったもの。 但し、対象となる旧宅は母屋に限る。（はなれ、小屋、物置、車庫等の付属建築物の解体は対象にならない。）
子育て応援住宅建設支援事業	新婚世帯	工事請負契約日（又は売買契約日）より起算して、過去8年以内に婚姻した世帯。 但し、婚姻した世帯員が登記上の持ち分を有す場合に限る。
	子育て世帯	申請時において、中学生以下の子を養育している、または出産の予定があり母子手帳の交付を受けている世帯。

3. 新制度の適用開始日について

「令和6年4月1日」を基準日として、これ以後に工事請負契約（又は売買契約）をする（した）世帯を対象とする。また、解体工事に係る契約についてもこれに準ずる。